

アリアンツグローバルアシスタンス

海外留学生健康保険

必要な時にサポートします

Global Assistance

Allianz 

OSHCへようこそ

母国を離れている間に事故や病気が発生し、高額な医療費がかかる場合があります。

オーストラリアでは、海外留学生健康保険 (OSHC) は学生ビザの必須要件です。オーストラリアでの留学期間を通してOSHCに加入していなければなりません。

また、OSHCによってオーストラリアにいる間の健康が守られ、簡単に医療サービスを利用できるため、安心して勉強や滞在中の時間を楽しむことに集中できます。

本パンフレットの内容

本パンフレットはアライアツグローバルアシスタンス (AGA) のOSHCに関する重要な情報を提供しています。補償内容や利用できるサービスについての理解を助けます。

お客様のOSHC会員ページ	p. 3
補償されるもの	p. 4
補償されないもの	p. 5
具合が悪いときは	p. 6
返金請求方法	p. 7
連絡先	p. 8



お客様のOSHC会員ページ

当社のモバイルアプリ「マイOSHCアシスタント」またはインターナショナル・ヘルスウェブサイトでおお客様のOSHC会員情報をご覧いただけます。これらのサービスは以下のために使用することができます。

- 医師の性別、言語、位置情報を選択してお近くの医師を検索
- 返金請求
- e-会員カードへのアクセス
- 医学用語の翻訳
- お客様の保険情報の閲覧
- 会員情報の更新
- ヘルプセンターの役立つ情報へのアクセス
- Living in Australiaブログ掲載記事の閲覧

外国人留学生の健康保険でオーストラリアでの滞在をより快適に

ステップ1 (OSHC & OVHC) – 保険の有効化とパスワード作成

www.allianzassistancehealth.com.au にアクセス



ステップ2 (OSHC) – マイOSHCアシスタントアプリをダウンロード

e-カードと他の会員ツールへの簡単アクセス



ステップ3 (OSHC & OVHCビジタープラス) – ドクターズ・オン・デマンドアプリをダウンロード

いつでもどこでも医師と繋がることができます

ビデオ診療がOSHCまたはOVHCビジタープラス保険に含まれます



お客様の**保険番号**は多くの場合学生番号であり、後ろにお客様の組織の頭字語が付きます。例えば、マッコーリー大学の学生番号12345678であれば12345678MUになります。セキュリティコードを送信できるお客様独自の**メールアドレス**を入力してください。

お客様のOSHC e-会員カード

e-会員カードはマイOSHCアシスタントアプリにあります。

このカードにはお客様のAGA会員番号が記載されています。OSHCの給付金を当社の当社保険診療機関のいずれかで使用する場合、e-会員カードを提示する必要があります。マイOSHCアシスタントアプリを開き、**私の保険**を選択し、画面上のe-会員カードをお見せください。



アプリをお持ちでない場合

マイOSHCアシスタントアプリをお持ちでない場合、会員カードの実物を注文することができます。お客様のオーストラリアの居住地住所にお送りします。

www.allianzassistancehealth.com.auからアカウントにログインし、**会員カードを注文**を選択します。オーストラリアの住所が正しいことを確認後、申請します。画面上で提出が完了したことを知らせます。

OSHCの給付金を当社の当社保険診療機関のいずれかで使用する場合、会員カードを提示する必要があります。また、写真付き身分証明書の提示が必要な場合もあります。

カードは財布などの安全な場所に保管してください。緊急時には、カード裏面にあるヘルプライン電話番号にお電話いただくことができます。

App Storeは米国やその他の国に登録されているApple Inc.の商標です。Google PlayはGoogle Inc.の商標です。

補償されるもの

OSHCではオーストラリア人がメディケアから受け取る給付金と同じレベルの補償が与えられます。多くの一般的な医療サービスがOSHCの対象です。

医師の診察	オーストラリアでは地域の医師は一般開業医 (GP) と呼ばれます。バルクビリング (一括請求) を実施する医師の診察を受けると、完全補償されるか差額が発生する場合があります。	MBS料の100%*
病院	病院に行く必要がある場合、治療費用と入院費用が補償されます。	MBS料の100%*
救急車による搬送	当社は入院の際に医療上必要とされる場合、承認された救急車サービスによる救急車での輸送を補償します。	100%
処方された医薬品	処方された医薬品がPBSに記載されていれば支払いを援助します。**処方された医薬品とは医師がお客様に処方箋を書き、病気を治療するために薬局で入手する医薬品です。	まずは医薬品に対して支払いを行う必要があります。 上限の適用。
病理学	病理学サービスの支払いを援助します。	MBS料の85%*
放射線医学	放射線医学サービスの支払いを援助します。	MBS料の85%*
外科的に埋め込んだ人工器具	人工器具を病院での治療の一部として装着している場合、支払いを援助します。	連邦政府の公定価格表に記載されている最低給付額の100%

* **メディケア給付率規定 (MBS)** は医療処置およびサービスの広範なリストです。それぞれに政府が設定した料金があります。

医療機関によってはMBS料のみを徴収します。このような所は通常「バルクビリング (一括請求)」医療機関と呼ばれます。別の医療機関はMBS料を超える料金を徴収します。これは「ギャップフィー (差額分)」と呼ばれます。

例えば、10分間GPの診察を受けるとします。このサービスの現行のMBS料は37.05ドルです (MBS料は毎年変更されます。MBSの詳細はインターネット上でご確認ください)。OSHCがGPの診察に対するMBS料の100%を支払うため、お客様は37.05ドルを請求することができます。

医師が37.05ドル以上を請求してくる場合でも、お客様が差額を請求することはできず、お客様の負担となります。予約をするときに費用についてお尋ねいただけます。

MBSに関する詳細はwww.mbsonline.gov.auをご覧ください。

** 処方薬が**医薬品給付制度 (PBS)** に記載されている場合、それに対して最大38.80ドルのみを支払う必要があります。PBSに記載された処方薬で38.80ドルを超えるものについては返金請求をすることができます (金額は変更の可能性あり)。OSHCは各処方薬つき最大50ドルを払い戻します。

例えば、60ドルの医薬品が処方されるとします。購入時にお客様は医薬品の支払いを行わなければなりません。OSHCが38.80ドルの支払い分と薬代60ドルの差額を補償します。お客様には21.20ドルが戻ってきます。

PBSに関する詳細はwww.pbs.gov.auをご覧ください。

メディケアとは

オーストラリアでは医療サービスはオーストラリア政府と私的健康保険提供者により資金を受けたサービスからなっています。受給資格のあるオーストラリア人居住者は、政府のメディケア制度の下自動的に多くの病院費と医療費が補償されますが、多くのオーストラリア人が民間医療制度を通じて追加補償に入ることを選択しています。詳細については、当社ウェブサイト (www.allianzassistancehealth.com.au/en/student-visa-oshc/) をご覧ください。

既述のギャップフィー (差額分)

お客様の契約で与えられている給付額を超過して医療機関が料金を課した場合、お客様はその差額分を支払わなければなりません。お客様はご自身でその差額分を支払う必要があります。その額を返金請求することはできません。

当社では受診前に医師に電話し、お客様の負担がどれくらいになるか確認することをお勧めします。差額分に関する詳細については、当社ウェブサイト (www.allianzassistancehealth.com.au/en/student-visa-oshc/) をご覧ください。



補償されないもの

追加サービスは補償されません。これには以下のものが含まれます。



歯科



理学療法とカイロプラクティックサービス



コンタクトレンズと眼鏡の処方

これらのサービスに対する手頃な追加補償を Peoplecare を通じて提供しています。一般的な全例外については、当社ウェブサイト (www.allianzassistancehealth.com.au/en/student-visa-oshc/cover/) にあるスタンダード・エッセンシャル・ポリシーの第1節をご参照ください。

既往症がある場合

既往症を患った学生がオーストラリアに到着する場合があります。

既往症はオーストラリア到着までの6か月間または学生ビザが交付されるまでの6か月間（どちらか新しい方）の病気または健康問題を指します。

その病気であることに気付いていない、または診察を受けていない場合であっても、医師はお客様がその兆候や症状を見せたことに気付く可能性があります。

ほとんどの既往症の治療には**12か月の待期間**があります。（精神疾患の既往症については一般に2か月の待期間があります。）これは、この病気の治療に関連する待期間中に受ける場合、その費用を請求することはできず全額を支払う必要があることを意味します。

具合が悪い場合何をすべきか

オーストラリアでは、具合が悪くなると地域の医師（一般開業医またはGPとしても知られる）に診てもらいます。病院へは、命や手足の一部に対して深刻な事態をまねくような重い病気や怪我などの緊急時にしか行きません。

オーストラリア全土にある医療センターのGPの予約をお取りいただけます。

救急の場合は、必ず000に電話をかけるか、最寄りの公立病院の救急診療部をご利用ください。

救急診療部では命や手足に対して脅威となる急な病気怪我を治療します。

直接請求

具合が悪いときは、すぐに助けが必要です。AGAはオーストラリア各地に550を超える直接請求医療機関を抱えているため、お住まいの場所の近くにいる医師が簡単に見つかります。これらの医師はお客様の給付金を直接返金請求します。これは簡単で便利です。

当社の直接請求医療機関の一つを訪れている場合、支払いは無料または少額の支払い（差額分）で済む場合があります。予約時にご確認ください。OSHC会員カードを見せると、医療機関が料金をAGAから直接回収します。

24時間365日対応の支援ヘルプライン

電話越しに24時間365日医学的助言を受けることができます。**1800 814 781**にお電話ください。

具合が悪くなったら、症状について助言を与えられる医師または看護師に相談することができます。また、最寄りの病院の場所を探し、法的助言や通訳支援を受けることもできます。

具合が悪いときは、医師を見つけましょう

GPの診察	ご自宅で	お電話で
ウェブサイトの「医師を探す」タブまたはマイOSHCアシスタントを使用してGPをお探しください。 	診療時間後のGPによる在宅診療バルクビリング（一括請求）対応 平日は午後4時から、土曜日は午前10時から、日曜祝日は終日-オンラインで予約すると10分以内に折り返しお電話します。  Call 13 SICK (7425) オンラインでご予約 homedoctor.com.au アプリをダウンロードして登録	ビデオまたは電話で医師と繋がる： ▼ doctorsondemand.com.au にアクセス ▼ 「給付金の払い戻しを受ける」をクリック ▼ お客様の会員番号を入力 ▼ 診察を予約またはリピート処方箋を申請  無料のドクターズ・オン・デマンドアプリをダウンロード!

返金請求方法

ご利用の医療機関が当社の直接請求ネットワークに入っていない場合、支払いを行ってからAGAに返金請求することで、当社がお客様の費用を払い戻します。

これにはいくつかの簡単な方法があります。

1. オンライン請求

- 当社のマイOSHCアシスタントアプリを使用した電子的申し込み

2. マニュアル請求

- 請求フォームに記入、スキャンし、領収書原本を添えてメール送信
- 給付金が医療サービス提供者に支払われる場合の、未払勘定によく使用されます

3. 現金請求

- キャンパス内の代理人が処理（未払給付金105ドルに限る）
- オーストラリア・ポストの販売代理店で払い戻し可能

返金請求について支援が必要な場合、AGAのキャンパス代理人がお手伝いします。

オンラインサービスと情報に含まれるもの：

- カスタマーサービスの場所
- 医師を探す
- 返金請求
- 健康福祉とその他の情報

www.allianzassistancehealth.com.auをご覧ください

会員サービスと一般的内容に関するお問い合わせ

13 OSHC (13 6742)

返金請求

1800 651 349

24時間365日対応の支援ヘルプライン

緊急時の医療、法的、通訳サービス

1800 814 781

本保険の手配・管理者：

AWP Australia Pty Ltd

ABN 52 097 227 177

商号 アリアンツグローバルアシスタンス

74 High Street Toowong QLD 4066

Locked Bag 3001, Toowong QLD 4066

Australia

電話番号（オーストラリア国内）：13 OSHC (13 67 42)

外国からおかけいただく場合：+61 7 3305 8841

oshc@allianz-assistance.com.au

アリアンツグローバルアシスタンス海外留学生健康保険ポリシーはDepartment of Health and Ageingを介しPeoplecare Health Limited ABN 95 087 648 753とオーストラリア政府との間で締結された取り決めの下で承認されています。Peoplecare Health Limited ABN 95 087 648 753はPrivate Health Insurance Act 2007 (Cth) に定められた民間健康保険提供者で、アリアンツグローバルアシスタンス海外留学生健康保険の保険引受者です。